**※特定の職種で求職者から手数料を徴収する場合**

求人者・求職者の皆様へ

事業所名　　　　　　　　　　　　　許可番号（　　－ ユ －　　　）

●取扱職種の範囲等　 　　 　・職種は　　　　　　　　　　　　　・地域は

・その他（※許可証に「職種」「地域」以外の記載がある場合はここに記載）

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
| 求人受理時の事務費用 | 　　　　　　　　　　円（手数料負担者は求人者とします。） |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス | 成功報酬　当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　　　％　　　　　（手数料負担者は求人者とします。） |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス | 成功報酬　当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　　　％　　　　　（手数料負担者は求人者とします。） |
| 【サーチ／スカウト型】特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 | 着手金　　　　　　　　　　　円・活動1日当たり　　　　　　円成功報酬　当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　　　％　　　　　（手数料負担者は求人者とします。） |
| 【再就職支援型】就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 | 着手金　　　　　　　　円・相談､助言終了時　　　　　　　　円成功報酬　当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　　　％　　　　　　　　　　　　（手数料負担者は関係雇用主とします。） |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス | 成功報酬　当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の　　　　　％　　　　　　　　　　　　　　（手数料負担者は求人者とします。） |
| 返戻金制度【　有　・　無　】 | 有の場合、詳細は別紙のとおりです。 |

　・求職者からは手数料は徴収いたしません。

　　　なお、取扱職種のうち、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキンの職業に係る求職者から申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

　　　　　　　求職の受付1件につき　　　　　　　　円

　　　ただし、同一の求職者に対する求職の申込受理が、1か月に3件を超える場合は、1か月につき3件分に相当する額を限度とします。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。

　　　　　　　　苦情申出先：　職業紹介責任者◇◇◇◇　　連絡先（　　）　　－

●個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

１　　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇

とする。

２　　職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導

を年１回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講する

ものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面に続く）

３　　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人

が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削

除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うもの

とする。

　　　また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

４　　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は

誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

* 職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。